



# 憲法と自衛隊

## 対論 危機管理

### ① 軍事力

# 憲法を語る

① 軍事力

二〇一九・かわら版

日本戦略研究フォーラム研究・企画部長

早稻田大学教授

中村好寿

「核論」であるとして退け、非軍事的機能も軍隊の本質的属性であると位置づける議論が、自衛隊の部内から出てきたことに、私は大変注目しました。

中村 余技論の話から入りますと、私の書いたものに対する誤解があつて、私は軍事的な機能と非軍事的な機能は等しい価値があるという具合に言つたのですが、この論が多くの人から、「軍隊は、戦闘機能、軍事的な機能というものがなくともいい、非軍事的機能、非戦闘機能だけはたせばいいんだ」と誤解を受けています。

ズムに組み込むべしと、ご自身の言葉で語つておられたのが印象的でした。九六年には『抑止力を越えて——二〇二〇年の軍事力』(時潮社)を出版され、軍事的機能と非軍事的機能とは等価値であるという主張を展開された。災害派遣などの非軍事的機能を自衛隊の「余技」とする立場を「戦闘機能中核論」であるとして退け、非軍事的機能も軍隊の本質的属性であると位置づける議論が、自衛隊の部内から出てきたことに、私は大変注目しました。

中村 余技論の話から入りますと、私の書いたものに対する誤解があつて、

たものを、軍隊の将来のすべての機能であるととらえているとしたら、私はこれには反論をせざるをえないわけです。

一方、たとえば江畠謙介さんが書いておられますと、あくまでも余技として自衛隊の装備を非軍事的な活動にいろいろと活用すべきであるという意見にも反対です。具体的にどこが違うかというと、非軍事的活動、非戦闘機能に関する研究も自衛隊はやらなければならないし、それには必要な特有の装備も持たなければならない。それが私の描いている軍隊というものです。

**災害救助活動は自衛隊の余技か**

えられる軍隊を、あえて社会の視点から論じてはいる点に注目しました。当時、現職の一等陸佐でいらしたので、自衛隊法上の制約を考慮されて、慎重な言葉を選びながらも、盲従型の軍人精神の突出を否定し、「健全な猜疑心、合理的批判精神、合法的反論といった新しい価値」を軍人のプロフェッショナリ

半世紀先まで考える限り、軍隊の戦闘機能というものは、大きいか小さいかは別にして、絶対に存在しなければならない。かといって、現在のように非戦闘機能、非軍事機能というものを余技として扱うのも、私は反対です。そういうことを言つてゐるのです。そのところを、先生の『きみはサンダーバードを知つてゐるか』(日本評論社)では、自衛隊が今まで余技としてい

の「対案」を出そうじゃないかという  
のがきっかけでした。ただ、八七年に  
憲法研究者の共同研究で『平和憲法の  
創造的展開』(学陽書房)が出されまし  
たが、これは山花社会党委員長(当時)  
の唱える「創憲論」に利用されてしま  
った。九三年に『世界』(岩波書店)の  
「平和基本法」の提唱がありましたが、  
これは憲法九条のもとで「最小限防衛  
力」を認めていた。しかし、私は、憲

法九条のもとでは一切の軍事力は存在

しないという立場を維持しつつ、憲法九条と自衛隊の矛盾を、憲法規範の

側に近づける形で、つまり自衛隊を軍

隊でない形にゆっくりと転換していく方向を明確にしようとしたわけです。

この本が出たときに議論になつたPKOや国際緊急援助隊に自衛隊を参加させる問題では、その法的根拠は、結

局、オリンピック支援や土木工事受託

と一緒で、自衛隊法雜則の一〇〇条に金魚の糞のようにズラズラと並べられていきました。その際、条文には、「自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において」という一文が必ず加わっています。つまり、これらは自衛隊の「余技」というわけです。

日本国憲法は前文で、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」とうたい、それを日本国民が「確認する」という形で、積極的な国際協力・平和創造の姿勢を打ち出していた。これをお具体的に構想するか。私は、ユーモアをまじえ、市民にも分かりやすい形で、自衛隊を平和的な組織に転換するという問題提起をしたわけです。ですから、もちろん中村さんと基本的評価のところでは異なるのは承知の上です、私は、救難活動や災害救助活動といった非軍事的機能を「余技」ではなく

いとするご主張に共感したわけです。

## 変化する自衛隊 その現状をどう見るか

中村 阪神大震災のときに、自衛隊

が出動しても、自衛隊が発揮できなかつた機能がたくさんあります。そういう機能、戦闘とは関係ない機能でも開発して、装備していくならば、災害により効率的に対処することができます。これはおそらく防衛費が増えるという問題はあります。あるいは教育の点において、災害派遣とか、PKOとか、そういう問題は大いにやらなければならぬ。

より重要なことは、概念的に自衛官が余技だと考へるか、優先順位の問題として考へているかです。その意識が重要だと思います。一九八〇年代までは、災害派遣などについては、自衛官はほとんどが余技だと断定して考えていました。しかしながら、一九九〇年

代のポスト冷戦になると、自衛官自身も余技と言ひながらも、実質的に重要な軍隊の任務であるという意識が強まつきました。だから、いま余技だという言葉が、日に日に遠い言葉のようになつてきています。アメリカでは、優先順位の問題として扱っています。

ただ、何をもつて「優先しているか」

を決める問題があります。予算の大小で決めるのも一つです。予算のうちで

災害派遣とかPKOに使われる予算が小さければ優先順位は低い。大きけれ

ば高い。そういうことになりますが、予算面はたしかに敵を殺傷・破壊する機能が高い。米軍は、日ごろの訓練や教育の時間数から見れば、PKFや災害派遣に対する教育や訓練の時間は、

冷戦時代に較べて急激に多くなっています。

概念的にそういう具合に自衛官がとらえるということは、憲法上もやはり考慮すべき問題であると考えます。ところは、非軍事的機能を軍隊の一つの重要な任務である、余技ではないと考へるということは、軍人の間に軍事的合理性、つまり敵を殺傷・破壊するために最も効率的な方法という観点から、ものを見ないで、むしろ国民の利益とは何かという観点、あるいは政治的観点、そういう観点からものを見る傾向が生まれてくるわけですね。そういう自衛隊がいま作られつつあります。

そういうことから、憲法九条における自衛隊といふものを見直しても一向に差し支えないと思つていています。

水島 どのように？

中村 これまでの憲法九条の考え方というのは、自衛隊をコントロールしやすくするためには、ああいう文章に

しておかなければならぬというもの

でした。つまり、専守防衛でがんじ絡めに締め付けておかなければならぬ

という考えだったと思います。

それは、政治家のほうにも原因があつて、政治家のほうも冷戦時代はあまり安全保障問題、軍事問題にコミットメントしなかつたわけです。ほとんど関心がなかつた。

ところが、ポスト冷戦期になると、政治家も、軍事問題あるいは安全保障問題に非常に関心を持つてきた。しかも、内局という自衛隊をコントロールする組織も、軍事問題についてかつてよりはるかに知識を持つようになつた。

自衛隊が自分たちの価値観だけでものを判断するというようなことは、だんだん少くなる傾向にあります。

一方では、政治家および内局というシビリアングループが、軍事に対する見識を非常に高めてきた。他方では、自衛官自身が自ら持つてゐる見識を、軍事的領域だけでなく、政治的領域からも考へる土壤ができてきた。そういうことから、自衛隊の行動を束縛する憲法九条が、不必要になつたのではないかと思います。一九八〇年代は、私は憲法擁護論者でした。しかし、ポスト冷戦期の現在の状態を見ると、もういま憲法を改正したほうが多い

というように私自身は変わってきていいった非軍事的機能を「余技」ではなく評価のところでは異なるのは承知の上で、私は、救難活動や災害救助活動といった非軍事的機能を「余技」ではな

## [対談者紹介]

中村好寿（なかむら・よしひさ）

1943年広島生まれ。防衛大学校卒(九期)。防衛研究所主任研究員。陸上自衛隊幹部学校研究員を経て現職。宮城大学非常勤講師兼職。この間、スタンフォード大学国際安全保障、軍備管理研究所客員研究員。米国海軍大学院およびジョージア工科大学客員教授を歴任。

水島朝穂（みずしま・あきほ）

1953年東京生まれ。早稲田大学大学院法学研究科博士課程修了後、札幌学院大学法学部助教授。広島大学総合科学部助教授を経て現職。法学博士。憲法学専攻。

ます。

水島 いまの議論は重要な論点がたくさん含まれています。まず、阪神淡路大震災の際の自衛隊の役割の問題。

私も当時、現地に行き、いろいろと調査しました。たとえば消防のレスキュー隊は専門的な救助用装備を持ち、手に分厚い専用手袋をはめているのに対し、近隣の特科連隊の隊員は軍手で作業をしていた。隊員自身が怪我をして、大変危険なわけです。特科連隊というのは砲兵ですから、救助訓練も専門装備も不十分なわけです。でも、マ

スコミは自衛隊ばかりクローズアップしていると消防隊の人が言つていました。政治家にも自衛隊の政治的利用論がある。災害対策や専門の救助組織の整備にもつと予算を使うべきなのに、そちらは抑制しておいて、自衛隊にそういう任務をやらせる。現実の自衛隊の組織編成、装備、運用思想は戦闘組織としてのそれですから、「余技」としてやる限り、中途半端なものにならざるをえない。75式ドーナ（装甲ブルド

ーザー）という戦闘装備に金をかけるなら、同じ金で災害用の小型のブルドーザーをたくさん揃えた方が合理的です。

第二に、軍隊は一般に国家を守る。

自衛隊法三条にも、「わが国の安全を守り」「わが国を防衛するために」とあり

ます。でも、中村さんは、「国民の安全」とか、「国民の利益」のために自衛隊はあるという発想をされます。震災の現場で苦しんでいる市民や、周辺諸国で

救助を待っている人々は、國家の構成員というよりは、「災害の被災者」という視点で見る必要がある。でも、自衛

隊というのは国家を守るという思想に

ます。

水島 よりて作られているから、組織も装備

も運用思想も、最終的には真の人道援

助とはなじまない。「国益」が絡みやす

い。自衛隊を活用するというのは、そ

ういう問題があると思うのです。

第三に、日本国憲法のもとで教育を

受けた世代が自衛隊のトップに座る時

代になり（陸幕長は防大九期。四八歳

の防大一七期のトップが昨年海将補に

なった）、コテコテの国家主義の時代と

は違うという点は否定しません。でも、

自衛隊の構造は依然として冷戦型です。

もし憲法九条を改正して軍隊として規

定した場合、排他的戦闘機能論がグッ

と強まってくるおそれがあるので、いかが危惧されます。

中村 それは、軍隊というものをどう見るかによります。これまでには軍隊

というのは、敵を殺傷・破壊する戦闘

機能を持つて、要するに排他的な戦闘

機能を重視したものであります。ですから、テ

ボドンや「不審船」の問題で危機のカ

ソルがあがつたから、そのための装

備

を

ます。

水島 いまの議論は重要な論点がた

くさん含まれています。まず、阪神淡

路大震災の際の自衛隊の役割の問題。

私も当時、現地に行き、いろいろと調

査しました。たとえば消防のレスキュー

隊は専門的な救助用装備を持ち、手に

分厚い専用手袋をはめているのに対

し、近隣の特科連隊の隊員は軍手で

作業をしていた。隊員自身が怪我をし

て、大変危険なわけです。特科連隊と

いうのは砲兵ですから、救助訓練も専

門装備も不十分なわけです。でも、マ

スコミは自衛隊ばかりクローズアップ

していると消防隊の人が言つていまし

た。政治家にも自衛隊の政治的利用論

がある。災害対策や専門の救助組織の

整備にもつと予算を使うべきなのに、

そちらは抑制しておいて、自衛隊にそ

ういう任務をやらせる。現実の自衛隊

の組織編成、装備、運用思想は戦闘組

織としてのそれですから、「余技」とし

れるをえない。75式ドーナ（装甲ブルド

ーザー）という戦闘装備に金をかける

なら、同じ金で災害用の小型のブルド

ーザーをたくさん揃えた方が合理的で

す。

水島 昨年、周辺事態法が制定され

ました。中村さんはアメリカ滞在も長

く、アメリカの対外政策や軍人の考

え方をよくぞ存じだと思うのですが、日

本の安全保障政策はあまりにも対米依

存型で、自主性を欠いている面がある。

受けた世代が自衛隊のトップに座る時

代になり（陸幕長は防大九期。四八歳

の防大一七期のトップが昨年海将補に

なった）、コテコテの国家主義の時代と

は違うという点は否定しません。でも、

自衛隊の構造は依然として冷戦型です。

もし憲法九条を改正して軍隊として規

定した場合、排他的戦闘機能論がグッ

と強まってくるおそれがあるので、いかが危惧されます。

中村 それは、軍隊というものをどう

見るかによります。これまでには軍隊

というのは、敵を殺傷・破壊する戦闘

機能を持つて、要するに排他的な戦闘

機能を重視したものであります。ですから、テ

ボドンや「不審船」の問題で危機のカ

ソルがあがつたから、そのための装

備

を

ます。

水島 いまの議論は重要な論点がた

くさん含まれています。まず、阪神淡

路大震災の際の自衛隊の役割の問題。

私も当時、現地に行き、いろいろと調

査しました。たとえば消防のレスキュー

隊は専門的な救助用装備を持ち、手に

分厚い専用手袋をはめているのに対

し、近隣の特科連隊の隊員は軍手で

作業をしていた。隊員自身が怪我をし

て、大変危険なわけです。特科連隊と

いうのは砲兵ですから、救助訓練も専

門装備も不十分なわけです。でも、マ

スコミは自衛隊ばかりクローズアップ

していると消防隊の人が言つていまし

た。政治家にも自衛隊の政治的利用論

がある。災害対策や専門の救助組織の

整備にもつと予算を使うべきなのに、

そちらは抑制しておいて、自衛隊にそ

ういう任務をやらせる。現実の自衛隊

の組織編成、装備、運用思想は戦闘組

織としてのそれですから、「余技」とし

れるをえない。75式ドーナ（装甲ブルド

ーザー）という戦闘装備に金をかける

なら、同じ金で災害用の小型のブルド

ーザーをたくさん揃えた方が合理的で

す。

水島 昨年、周辺事態法が制定され

ました。中村さんはアメリカ滞在も長

く、アメリカの対外政策や軍人の考

え方をよくぞ存じだと思うのですが、日

本の安全保障政策はあまりにも対米依

存型で、自主性を欠いている面がある。

受けた世代が自衛隊のトップに座る時

代になり（陸幕長は防大九期。四八歳

の防大一七期のトップが昨年海将補に

なった）、コテコテの国家主義の時代と

は違うという点は否定しません。でも、

自衛隊の構造は依然として冷戦型です。

もし憲法九条を改正して軍隊として規

定した場合、排他的戦闘機能論がグッ

と強まってくるおそれがあるので、いかが危惧されます。

中村 それは、軍隊というものをどう

見るかによります。これまでには軍隊

というのは、敵を殺傷・破壊する戦闘

機能を持つて、要するに排他的な戦闘

機能を重視したものであります。ですから、テ

ボドンや「不審船」の問題で危機のカ

ソルがあがつたから、そのための装

備

を

ます。

水島 いまの議論は重要な論点がた

くさん含まれています。まず、阪神淡

路大震災の際の自衛隊の役割の問題。

私も当時、現地に行き、いろいろと調

査しました。たとえば消防のレスキュー

隊は専門的な救助用装備を持ち、手に

分厚い専用手袋をはめているのに対

し、近隣の特科連隊の隊員は軍手で

作業をしていた。隊員自身が怪我をし

て、大変危険なわけです。特科連隊と

いうのは砲兵ですから、救助訓練も専

門装備も不十分なわけです。でも、マ

スコミは自衛隊ばかりクローズアップ

していると消防隊の人が言つていまし

た。政治家にも自衛隊の政治的利用論

がある。災害対策や専門の救助組織の

整備にもつと予算を使うべきなのに、

そちらは抑制しておいて、自衛隊にそ

ういう任務をやらせる。現実の自衛隊

の組織編成、装備、運用思想は戦闘組

織としてのそれですから、「余技」とし

れるをえない。75式ドーナ（装甲ブルド

ーザー）という戦闘装備に金をかける

なら、同じ金で災害用の小型のブルド

ーザーをたくさん揃えた方が合理的で

す。

水島 昨年、周辺事態法が制定され

ました。中村さんはアメリカ滞在も長

く、アメリカの対外政策や軍人の考

え方をよくぞ存じだと思うのですが、日

本の安全保障政策はあまりにも対米依

存型で、自主性を欠いている面がある。

受けた世代が自衛隊のトップに座る時

代になり（陸幕長は防大九期。四八歳

の防大一七期のトップが昨年海将補に

なった）、コテコテの国家主義の時代と

は違うという点は否定しません。でも、

自衛隊の構造は依然として冷戦型です。

もし憲法九条を改正して軍隊として規

定した場合、排他的戦闘機能論がグッ

と強まってくるおそれがあるので、いかが危惧されます。

中村 それは、軍隊というものをどう

見るかによります。これまでには軍隊

というのは、敵を殺傷・破壊する戦闘

機能を持つて、要するに排他的な戦闘

機能を重視したものであります。ですから、テ

ボドンや「不審船」の問題で危機のカ

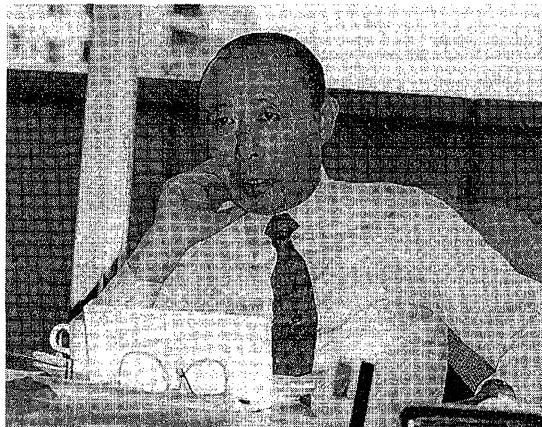
ソルがあがつたから、そのための装

備

ます。

## アメリカの世界戦略と自衛隊 —新たな展開で自衛隊は どの方向に進むのか

中村好寿氏



める世論があつた。いまこういう歯止めが外れ、政治家までが軍事的合理性を言うようになつてきました。ですから憲法九条を改正しない方が、中さんのご議論を実現するのには重

要ではないかとも思うのですが。

**中村** 戰術としてそういうやり方もあるかもしれません、何が論理的な方法であるかということから考へるならば、私が今まで言つたように、軍隊といつもののがどういうものであるかを理解して、軍隊論を解釈していくほうがいいと思います。

**水島** 確かに自衛隊を合憲とする政府解釈はたくさんの矛盾を含んでいます。でも、戦後の日本の発展を考えるとき、憲法九条の果たしたポジティブな役割は決定的だと考へています。自衛隊が海外で人を殺すという事態を防ぐこともできた。ところが、いま、アメリカは地域紛争介入型の軍隊を日本に求めつつあります。組織・編成、装備、そして運用思想も冷戦時代の状態のまま、自衛隊が海外における地域紛争型の任務を持たされたとき、それが「防衛費対GNP比1%」といった、軍事的合理性からすれば整合性を欠くような政策が維持されてきました。その背景には経済的発展を重視する保守本流の政策とともに、憲法九条の存在とアジア諸国からの眼差し、平和を求

進んでいます。周辺事態法はまさにそういう方向への第一歩で、かつて後藤田元副総理が「アリの一穴」として危惧した方向ではないか。こう思ひます。

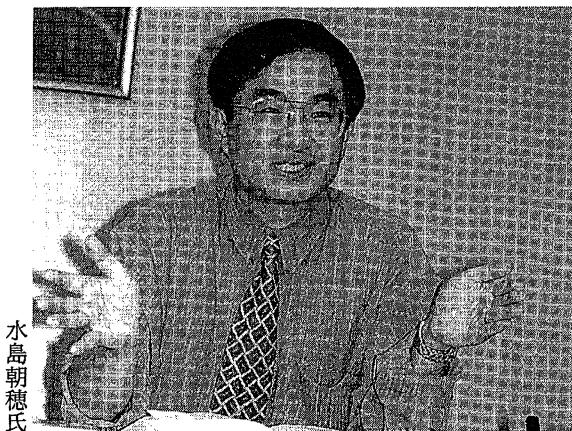
**中村** 周辺事態法については、私は憲法以上に改正しなければならないと考えを持っています。一つは、周辺事態法は集団的自衛権の行使を認めている。とくに安全なところ、後方という問題は、現実には存在しませんから、先生のおっしゃったとおり、非現実的な法律であると思つています。周辺事態法は再度改正する必要があるうと思います。

**水島** 「集団的自衛権はもつているが、行使はできない」という政府解釈の根拠は、個別的自衛権の行使（そのための自衛力の保持）は許されるが、集団的自衛権の行使は「自衛のための必要最小限度」を越えるので憲法上許されないとするものでした。安保条約は実質的には集団的自衛権の枠組でしたが、アメリカ本土への武力攻撃に対しては作動せず、「日本国の施政の下にある領域における、いづれか一方に対する武力攻撃」（五条）という不自然な形をとつて、在日米軍基地への攻撃に対する反撃に限定していた。つまり個別の自衛権で説明しようとしたわけですね。これも憲法九条の存在と国民世論

が背景にあつたからにほかなりません。でも、集団的自衛権の行使を違憲とする論理は、自衛隊そのものを憲法上正当化する理由と重なるわけです。だからもし集団的自衛権の行使を認めるということになると、自衛隊を合憲とする政府解釈の変更に運動せざるをえません。

**中村** 先ほど「アリの一穴」という言葉が出ましたが、この気持ちが国民、あるいは政治家の間に非常に強いと思うんです。これが問題だと思います。この点は、自衛隊自体が非常に様変わりしつつあるということを認識すると同時に、政治家、国民の間にも、軍事問題に対する理解が深まってきた。そういう二つの意味から、かつてよりはるかにシビリアン・コントロール、つまり、自衛隊の軍事行動に対するコントロールは効きやすい状態になってきていると思います。

それにいま、政治は非常にバランスが悪い状況にあります。かつての自民党政権下では、アメリカの要求や国内の軍拡的な声を抑えて、「専守防衛」とか「防衛費対GNP比1%」といった、軍事的合理性からすれば整合性を欠くような政策が維持されてきました。その背景には経済的発展を重視する保守本流の政策とともに、憲法九条の存在とアジア諸国からの眼差し、平和を求



水島朝穂氏

コントロールする方法が重要でした。すなわち憲法九条は自衛隊の行動を拘束するために重要なものでした。「アリの一穴」を広げないための重要な歯止めになると考えていましたが、いまやサブジェクティブ・コントロールが効きやすい状態になっています。

**水島** もちろん私も、いまの自衛隊だけで何かを勝手にやるなどとは考えていません。さきほどの「アリの一穴」論も、自衛隊が暴走するというよりは、政治家を含めて日本が軍事的合理性優先の方向に大きく進むことを危惧したのだと思います。

中村さんがおっしゃる「主観的コンドーム」というよりも、「アリの一穴」からの民主的コントロールが制度化された。

二つ目は、軍人を政治から隔離するのではなくて、政治的教養もきちんと身につけ、批判的・合理的精神をもつ軍人のあり方が追求されていることです。それを担保するため、軍人法一条では、人間の尊厳に反する命令などに対する抗命まで定めています。上官の命令に逆らうべきケースを、あらかじめ法律に定めたわけです。ここでは、盲目的服従が否定されています。

三つ目は、軍隊に対する徹底した議会統制です。特に軍事オブズマンである「防衛監察委員」の制度は重要です。部隊のなかで兵士がいじめられた場合、書面または電話の申立てで、議会任命の防衛監察委員が部隊に急行して調査する。予告なしの部隊訪問権があります。そして、調査結果を報告書にして、世論に公開する。スウェーデンの軍事オブズマンをモデルにして、

連邦軍設置とほぼ同時にできた制度です。日本の場合、警察にも自衛隊にも監察官はいますが、組織の内側のラインに属している限り、甘い調査をするおそれもあり、それが昨今いろいろと問題になっています。私は、ドイツのように、軍隊が社会化する、市民化するというのも重要なコントロールだと思います。

**中村** 私もまったくいまのお話には同意します。ドイツの軍隊は自衛隊も見習う点が非常に多いと思います。おそらく現在の自衛隊も、将来はドイツの軍隊に近い方向に行くのではないかと思います。私は、将来を見た場合には、まず集団的自衛権の行使というのを認めないと、自衛隊は行動できないだろうと思います。さらにその先は、集団自衛権だけではなくて、集団安全保障体制へ自衛隊が動くだろうと思っています。他国から日本自体が侵略されるというようなことが、だんだん薄れていくとするならば、そういう方向に自衛隊は変化していくでしょう。

**水島** その点で思い出したのですが、ドイツ滞在中の昨年一月、連邦軍元総監のD・ヴェラースホフ退役海軍大将とお会いしましたが、彼はボーフム大学の講師になつて学生に教えていました。講座名は「人道援助論」。元総監は、紛争の平和的解決やそこにおけるNGOの積極的役割などについて話してくれました。日本では、制服のトップをやつた方がそういうバランスのいい議論をするというよりは、どちらかといふと軍事機能中核論をマスコミなどで発言しているのは残念です。

**中村** 私は違った認識を持つています。自衛隊のエリートは、基本的にはみんな私に似た考えを持っていると思います。しかし、日本の場合には、あまりに戦闘機能、軍事機能というものを真剣になつて考えていません。彼らはその点に釘を刺そうと思うわけです。だから、その部分ばかりに焦点が行かざるをえない。だからといって、自衛隊の現在の高級幹部が、かつてのように、戦争に関してもみ頭が向き、戦闘しか考えていない、ということはないと思います。

水島 一般の自衛官が待遇や任務などについて不満があつても、それを外部に出することはかなり制限されていますよね。高級幹部の方はOBになつてから、軍事機能中核論的な主張をプレッシャーグループ（圧力団体）のようになります。ドイツには「連邦軍連盟」という実質的な軍人組合があり、将校・下士官・兵士の階級別なく加盟して、雇用主である国防相と交渉しています。昨年九月には、制服を着た軍人数千人が政府批判の大集

会を行ないました（拙稿「なぜドイツで軍人デモが行なわれたか」本誌本年一月号参照）。ベルリンの会場で取材した際、国防相にヤジを飛ばす軍人たちを見て驚きました。日本でも、もっと自衛隊のなかの多面的な意見が率直に示されるといいと思います。

### 新たな対応としての サイバー・ウォー

中村 将来を見通す場合に重要な問題は、もつと自衛隊というものは変化することです。その典型的な例は、「サイバー・ウォー」の脅威に対しても、自衛隊は本腰を入れて考えなければならぬということです。この「サイバー・ウォー」に関しては、国民と民間と自衛隊が一緒の価値観になつて、一緒に部隊を編成して対処しなければならないということです。

やがて、110110年の「わざ、RM A (The revolution in military affairs) という軍事革命がおこりますから、その軍事革命の大きな一つの要素として、軍隊のシビリアン化という問題があります。

こういうことを考へると、ますます軍隊は軍隊独自の論理で走つて、ひとたび穴を開ければ、その穴から軍隊といふ怪物があふれ出す、こうしたことのできない時代になつていきます。将

來の軍隊は、一般の国民と一緒にになつた組織、しかし、独特的機能も持つてゐる組織です。そういう時代に入ります。

水島 國家間紛争ないし國家正規戦が将来的には「サイバー・ウォー」になるという想定のもとで、自衛隊がそういう事態に對処する部隊を編成したり、そういう機能をもつべきであるといふ主張でしようか。

中村 私は、多機能な自衛隊を描いています。今後想定されうるサイバー空間上のさまざまな問題、「サイバー・ウォー」的なものに對処するには、自衛隊の非軍事的機能と他の機関や民間の能力も使ってより総合的に對処するといふことでしょうか。

中村 そのとおりです。おつしやるところです。

水島 私は、憲法九条の方向に自衛隊を平和的に転換していくといふ場合、隊員の方々やその家族の生活を十分配慮する必要があると考へています。ド

イツでも、この五月二三日に出された「防衛構造改革委員会」（委員長・ヴァイツゼッカー元大統領）が大規模な兵員の削減と駐屯地の閉鎖などを提言しました。冷戦後に従来型の軍隊の維持のものと、予算的に苦しいのに、冷戦時代からの惰性で、重装備を相変わらず持つづけ、更新している。「サイバー・ウォー」に対処する部隊をつくつて、

冷戦後に必要な部隊などをリストラしてまかなくといふのであれば、対策としては不十分でしょう。サイバ

ー空間上の「戦場」に對処するのは、

国家の機関たる軍隊や自衛隊というものは、むしろ専門家は民間にいると思

います。官民を問わず、そうした事態に総合的に對処する共同の態勢は必要でしょが、それを自衛隊の生き残り

策として利用するのであれば問題だと

思います。今後想定されうるサイバー空間上のさまざまな問題、「サイバー・ウォー」的なものに對処するには、自衛隊の非軍事的機能と他の機関や民間の能力も使ってより総合的に對処するといふことでしょうか。

中村 そのとおりです。おつしやるところです。

水島 私は、憲法九条の方向に自衛隊を平和的に転換していくといふ場合、隊員の方々やその家族の生活を十分配慮する必要があると考へています。ド

イツでも、この五月二三日に出された「防衛構造改革委員会」（委員長・ヴァイツゼッカー元大統領）が大規模な兵員の削減と駐屯地の閉鎖などを提言しました。冷戦後に従来型の軍隊の維持のものと、予算的に苦しいのに、冷戦時代からの惰性で、重装備を相変わらず持つづけ、更新している。「サイバー・

ウォー」に対処する部隊をつくつて、

冷戦後に必要な部隊などをリストラしてまかなくといふのであれば、対策としては不十分でしょう。サイバ

ー空間上の「戦場」に對処するのは、

もはや存在することが許されない裝備になりました〔このことを私は九七年

二月一二日のNHKテレビ「視点・論点」で指摘した〕。でも、周辺事態法が

改正して、自衛隊を軍隊として押し出すことは、日本がアジアにおいてシ

ビル・パワーとしての役割を果たしていく上で、大変マイナスに働くよう

思います。

中村 私は、その方向にシフトする可能性は少ないと見ていています。そこが意見の違うところです。なぜ少ないかといえば、もはや政治家も軍人も考へが変わってきました。と同時に、サイバー問題というような環境が出てきた。

そこで私が常に強調しているのは、では軍隊とは何かということになるわけですね。軍隊というのは、国家に対して無制限の責務を果たす組織である

と思います。一般には軍隊というのは、敵を殺傷・破壊することによって、自己を守るものであると理解されていますが、そうではない。それは、国民が

常識です。問題はどういう改編を行なうかです。日本の場合、戦車部隊やイージス艦や支援戦闘機といった高価な装備はもういらぬ。日立造船が受注していた「九四式水際地雷敷設装置」などは、対人地雷禁止条約の批准で、

自衛隊には、「国民がおつしやるところに何でもやります」「どういうときでもそれをやつてみせます」という国民

に対する責務があります。国民が「さあ、戦闘機能を發揮して、命をかけてやつてくれ」と言うから、それをやる。あるいはまた、国民が「PKOでやつていただきたい」、あるいは「災害派遣に出てもらいたい」と言えば、それに対して命をかけてもやる。そういうものが軍隊であるという意識が、自衛隊のなかでだんだんと強まっている。

水島 いま国民が望めばとおっしゃいましたが、国民が望むという場合、それを一応客観化したものが、代表民主制のもとでは国会になります。そうすると、国会の多数が望めば、それは国民が望むものと一応考える。それはその通りなのですが、しかし、その国会の多数に対しても制約を課すのが憲法の役目です。国会の多数が常に正しいわけではないので、国会が制定した法律を違憲にできる権限を裁判所に与えているわけです。では、憲法を改正できる三分の二の多数が存在し、かつ国民の多数も望むから憲法九条は変えてもよいかというと、私は違うと思う。憲法九条の平和主義は全体として、憲法改正の限界をなしている。そう考えると、現在の国民がその時の判断だけで簡単に決められない、重い決断がそこに含まれていると思うのです。

**平和をめぐる新しい状況と日本のるべき選択**

水島 九六年にサミュエル・ハンチントンが『文明の衝突』（邦訳・集英社）を出して、世界は「儒教・イスラム・コネクション」の非西欧と西欧との文明間対立の構図になると主張しました。冷戦後のアメリカ世界戦略の転換を、いわば学問的にオーソライズしたものです。他方、J・ガルトウングの平和論が注目されます。彼は七〇年代初めに、戦争のない状態を「消極的平和」、貧困や飢餓、人権侵害や抑圧などの「構造的暴力」からの解放を「積極的平和」と定義して、日本の平和論にも大きな影響を与えました。日本国憲法の前文の平和的生存権も、「構造的暴力」から解放を目指す積極的平和主義だと言えます。そのガルトウングが『文明の衝突』と同じ年に出した『平和的手段による平和』（英文・オスロ）という本のなかで、「直接的暴力」、「構造的暴力」、「文化的暴力」の三分類法に立て、特に冷戦後の地域紛争における「文化的暴力」の問題を重視しました。彼は「文化的暴力」の正当化機能に着目。これと向き合うには、軍事力でもなければ、経済援助だけでなく、「紛争の非暴力的・創造的転換」が必要であると説きます（拙稿「平和と人権」考）。

法律時報一九九九年一月号参照）。ハントン流でイスラムに対抗するという考え方ではなく、ガルトウングの「文化的暴力」克服の視点が重要だと思います。

それともう一つ。コソボ問題を例にとるまでもなく、紛争地域に流入する武器の規制問題があります。とりわけ小火器（小型武器）の規制が重要です。兵糧攻めならぬ、武器の干乾しです。紛争地域で戦争のできない状態を国際社会がどう作るか。文化的・宗教的に対立している人たちのところで、話し合いの場をつくる。そして、社会的・経済的再建のために援助をする。ドイツのボンには国連の機関が多いので、私も直接いろいろ話を聞きましたが、日本人の人道援助、経済援助は随分評価されています。「人的貢献」といつても、自衛隊の部隊を派遣するのではなく、さまざまな専門家を派遣することの方が重要だと思います。

中村 軍隊の多機能ということを言いましたが、その多機能の一つに、軍備管理を推進する軍隊があり、その行動にはどういうものがあるかを研究し、訓練をする必要もある。だから、軍備管理の考え方を持つたPKFは、将来の一つの自衛隊のあり方になりますね。

実際、最近は軍備管理というものに對して、自衛官が非常に積極的です。

かつての一九八〇年代、七〇年代は、軍備管理イコール軍縮であるという考え方の下に、反対をしていました。ところが、いまは軍備管理と軍縮は違うということを、一〇〇人が一〇〇人みんな理解しています。だから、私はいつも幹部学校で軍備管理の教育をするとときに、学生にアンケートを取るんです。が、みんな「軍備管理と軍縮は違う」「われわれは軍備管理に積極的でなければいけない」と言っています。

そういう意味で、国民の自衛隊に対するイメージは変えるべきです。先ほど先生がおっしゃったように、高級幹部が社会の人たちに話すときには、自衛隊イコール戦闘機能の分野ばかりを話す。なぜそういうものを話すかといふと、一つには、自衛隊のアイデンティティを示そうとしている。と同時に、社会のほうも、自衛隊の戦闘機能の重要性の認識が少なすぎる。妥当な地位を与えてくれないがゆえに、将軍たちは自衛隊の戦闘任務について声を大にして話さざるをえないんですね。そういう時代はもうすぐ終わります。すなわち国民は自衛隊の戦闘機能は重要であるという前提の下に議論をしようという認識が生まれてきますから、丈夫だと思います。

## 憲法九条を変えるべきか

中村 私は、何度も言つてゐるようにな、これらの自衛隊と憲法九条の関係で言えることは、自衛隊が多機能集団になるか、あるいは、ならなくてはならない。そのためには、憲法九条を改正しなければならないと思います。いまや憲法九条を改正する土壤は整つてきていると思います。要するに自衛官自身の精神構造も、国民と価値観を共有するような状態に変化している。また、政治家、国民も、だんだんと軍事問題に関して見識を持ちはじめている。そういう意味で、非常に土壤は整つてきていて。そういうことが今日いちばん言いたかったことです。

水島 ところで、国連憲章は一九四五年六月二六日に調印されましたが、この日は広島に原爆が投下される四日前です。これは何を意味するかと言え、国連憲章が想定する武行使といふのは、通常兵器の世界のものなのです。しかし、日本国憲法は明らかにヒロシマ・ナガサキを体験した上で、核というカードが出てきた時代の産物です。そういう多大の犠牲と、世界の日本に対する厳しい目を背後において、絶妙なタイミングでの憲法は制定されたわけです。

いま、この憲法を変えようとする動きが活発になつていますが、その主要な狙いは九条の改正です。それも、なぜか非常にせつかちなやり方で、政治的な色彩が濃厚です。一国の憲法を改正するというときは、長期的な視野に立つた冷静な議論が必要です。いまは憲法改正をまともに議論する環境がないというのが私の率直な印象です。それから先程も述べたように、自衛隊のなかに、昔の国家主義的なタイプとは異なる新しい世代が生まれていることを、憲法的価値の浸透として評価したい。その上で、自衛隊の今後のあり方を考えるとき、「普通の軍隊」の方ではなく、災害派遣や人道救援のための組織の方向に転換していく必要がある。中村さんの言う非軍事的機能の側面を育てていく必要があるし、そのために憲法九条は依然として有効であると思います。

水島 私も、自衛隊が多機能化の方に行かないならば、憲法は変えるべきではないと思っています。

中村 自衛隊の多機能化が前提です。前提がない限りはとということです。

編集部 今日はどうもありがとうございました。

## ●裁判官の仕事……?

この四月に地方都市の地裁刑事件部に転勤した。刑事事件は、新任判事補のころに合議の左陪席として二年間担当したが、それ以来三年ぶりとなる。初心を忘れてことなく、新たな気持ちで頑張ろうとの決意を胸に法廷に出てみると中学生とおぼしきグループが緊張して傍聴席に座っていた。この中学生達に私はどのように映っているのだろうかなどと思つてゐるうちに、ふと初任のころのことを思い出した。この日と同じように、中学生達が傍聴に来ており、その中学生達と話をする機会があつたのである。

そのときの中学生達は「裁判官の仕事で一番大変なことは何ですか?」「裁判官として気付けていることは何ですか?」と私に聞いてきた。答えはいろいろあると思うが、このときの私は、間違つた判断をしないことが大切であると答えたように思う。あまりにも当たり前のことではあるが、裁判官としての経験があまりに乏しい新任判事補であつた私としては、判決起案にして

ろん、裁判官も間違えることはある。しかし、裁判官の間違い、あるいは適正さを欠いた判断は他人の人生を左右しかねない重大な問題になる。それは民事でも、刑事でも全く変わりはない。

その裁判に、あるいは事件に関係した人々の生活あるいは人生が裁判官の判断にかかる。人間だから間違えることもあるさ、といつて安穏としていることが許されるはずがない。証拠を吟味して、間違えた判断をしないように、適正な判断ができるようにしなければならない。

## 判事補メモ

このときの中学生達は、もちろん、裁判官も間違えることはある。しかし、裁判官の間違い、あるいは適正さを欠いた判断は他人の人生を左右しかねない重大な問題になる。それは民事でも、刑事でも全く変わりはない。その裁判に、あるいは事件に関係した人々の生活あるいは人生が裁判官の判断にかかる。人間だから間違えることもあるさ、といつて安穏としていることが許されるはずがない。証拠を吟味して、間違えた判断をしないように、適正な判断ができるようにしなければならない。

このときの中学生達は、もうと色々な話を聞けるものと思つていたのかもしれない。私の答えは期待外れだったかもしれない。彼らも今頃は大学生くらいの年頃になっている。私の話をどのように受け止めてくれたのか、今となつては確かめようもない。しかし、裁判官が最も心を碎くべきことの一つは間違つた判断をしないことが大切であると答えた。あのころから少し経験を積んだ三年後の私も、やはりそう思つ。とにかく、私は腹に力を入れて、今日も法廷に向かうことにする。

(N)